

現場説明事項・施工条件明示事項

【説明大要】

1 工 事 名 称	令和6年度 箕輪町屋内スポーツ施設耐震改修リニューアル事業 建築工事
2 工 事 場 所	箕輪町町民体育館
	(箕輪町大字中箕輪 8462-1 他)
3 担 当 部 署 工 事 監 督	箕輪町 文化スポーツ課
4 工事補助監督	長野県住宅供給公社
5 工 事 監 理	別途発注にて建築設計事務所に委託予定
6 工 事 概 要	設計図書（設計図、設計書）のとおり （耐震補強工事・増築工事・内外装改修工事・解体工事・ アスベスト撤去工事・外構工事）
7 設 計 図 書	現場説明事項書（本書） 図面（意匠図、構造図他） 設計書（工事内訳書）
8 工事請負契約の 方法	建設工事標準請負契約約款による 落札の日から5日以内 予定価格5,000万円以上の場合は5日以内の仮契約とし、 本契約は箕輪町議会議決日とする
9 工 期	契約の日から令和8年3月31日まで

【現場説明事項・施工条件明示事項】

1 関連工事調整

本工事は屋内スポーツ施設リニューアル事業にかかる①建築工事である。関連工事として次表「屋内スポーツ施設リニューアル事業関連工事一覧」に掲げる工事を分割発注（予定含む）しているので、工程及び安全管理他については、他の請負業者等と十分な協議調整のうえ施工のこと。

なお、本工事受注者はこれら関連工事（①～③）の主体工事として、工程管理他の調整を総括するとともに、安全対策についても関連工事請負者とともに安全協議会を組織しその調整他についても総括すること。

屋内スポーツ施設リニューアル事業 関連工事一覧

	工事名称	工期（予定）	主な工事内容
①	建築工事	令和6年11月 ～ 令和8年3月	耐震補強、増築工事、内外装改修、解体、アスベスト撤去、外構
②	設備工事		機械設備、給排水設備、消防設備
③	電気工事		電気設備

2 設計図書等の優先順位について

設計図書の優先順位については次のとおりとする。

第1位 設計書（工事内訳書）

第2位 設計図（意匠図構造図他）

第3位 現場説明事項・施工条件明示事項（本書）

第4位 共通仕様書

第5位 意匠図 A-01 他に掲げる設計図書

長野県建設部制定の工事共通仕様書・各種施工管理基準・出来型管理基準・写真管理基準他

3 工事監理・補助監督

工事監理業務を別途発注にて建築設計事務所等に委託する予定である。また、補助監督員を長野県住宅供給公社に委託するので留意のこと。

当該工事監理業務受託者及び補助監督員が監督員に代わって施工上必要な指示承諾及び協議並びに審査、立会い、検測、観察等を行う際には、その実務に関する限りにおいて監督員と同様に取り扱わねばならない。監督員から受注者に対して指示又は通知を行う場合は、工事監理業務受託者又は補助監督員を通じて行うことがある。この場合、監督員から直接指示又は通知があったものと同様に取り扱わねばならない。受注者が監督員等に対して行う報告又は通知等は、工事監理業務受託者を通じて行うことができるものとする。

4 打合せ、工程会議

適切かつ円滑に施工するため、着手時及び施工中における協議、打合せ等を定期的に行い、その都度受注者が記録し、相互に確認するものとする。

5 保険加入

- (1) 引渡しまでの間、受注者は工事目的物、工事材料等について火災保険等に加入のこと。
- (2) 加入期間は原則として工事着手時として、その終期は工事完成後14日以上とすること。
また、工事期間中は受注者の責任において労災保険に加入すること。
- (3) 保険加入額は請負代金相当額とし、これらに要する費用は受注者の負担とする。
また、手続き終了後速やかに保険契約書の写しを協議書として提出すること。

6 施工計画

工事着手前に総合施工計画書（総合工程表）を作成し、監督員等の承認を得ること。また、変更契約後及び変更内容発生時については、「変更施工計画書」を作成し提出すること。

工種別施工計画書は各工種の施工前に作成し提出すること。（1）施工体制台帳に記載を求め下請契約における町内企業の採用について

町内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、「下請契約における町内企業の優先採用に関する特記仕様書（別紙-5）」に基づく取り組みを推進するものとする。

（1）施工計画書

共通仕様書 1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前又は施工方法が確定した時期に「施工計画書」を作成し提出すること。

工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

（2）施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

①「施工体制台帳」、「施工体系図」

②すべての下請契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

③主任技術者（監理技術者）の資格証等の写し及び保険証

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員	台帳作成不要 契約書写しを添付	指定路線（国道）は資格者必要
産業廃棄物処理業者 （収集運搬業・処分業）	台帳作成不要 契約書写しを添付	
ダンプ 運搬	運搬のみの契約は台帳作成不要	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
立木の伐採	立木の伐採のみ（抜根、集積、積込を含まない）の契約は台帳作成不要	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳作成	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ 打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に該当するため、台帳作成を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン等の重機がレートを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

（3）関係機関への届出等

労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」

公安委員会への「道路使用許可申請」

建設事務所への「道路通行制限願」

7 用地・補償・支障物関係

本工事内敷地の他に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。

特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課・市町村・農業委員会等と調整をすること。

借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。

借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。（境界復元）

施工箇所内に境界鋸、境界杭等が設置されている場合は本工事にて復元すること。

H8.7.9 伊那建設事務所「工事における幅杭の取り扱いについて」を準用し、施工前に2点以上の不動点（コンクリート擁壁の角等）または控え杭からの距離を記録（写真含む）しておくこと。

なお、隣接土地所有者の立会いを要する場合がありますので、留意されたい。

8 周辺環境保全関係

(1) 環境への配慮

当工事は「環境配慮指針」の適用工事とする。

(2) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙-2）

施工計画書に使用機械として『排出ガス対策型建設機械「第1次」「第2次」「第3次」』の項目を明記すること。

(3) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(4) 過積載の防止

長野県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。

取引業者から購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。

対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。

工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。

実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(5) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

(6) 三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす場合、現地の状況等により調査範囲と内容等について、監督員に協議のうえ実施すること。

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。こ

れは設計変更の対象とする。

9 安全対策関係

本工事場所周辺対策として地元住民から工事車両の進入時間、期間等の説明その他を求められた場合、現場着手前に説明会を開催するので、出席のうえ工事期間中の安全対策等（主に車輛通行）について説明を行うこと。（簡易資料作成含む）

(1) 安全教育・研修・訓練

工事現場では、共通仕様書 1-1-1-38 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。

安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施設が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

①交通誘導警備員

近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施行方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第 4 条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

長野県公安委員会告示第 70 号（令和 2 年 10 月 1 日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置して実施すること。（箕輪町内は、国道 153 号（バイパスを含む）のみ対象）

※工事車両の出入りをはじめ通行者の安全対策として、工事車両の通行に際して工事現場出入口に交通誘導員を配置すること。費用については、次のとおり計上済である。

交通誘導員 B 9 か月×1 人 9M×20D×1 人=180 人×50%想定 =90 人

②交通安全施設

仮設ヤード[※]回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③交通規制

規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。

また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

道路内工事等において、通行止め等を行う場合は、伊那警察署、箕輪消防署へ事前に「道路使用許可申請」「道路工事等届出書」をそれぞれ申請・届出をすること。

(4) 架空線等上空施設一般

工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。

①架空線上空施設への防護カバーの設置。

②工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置

③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置

④建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

送電線・配電線付近での工事は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、労働基準局長通達（昭和 50 年 12 月 17 日基発第 759 号）により下記安全距離を確保した施工を遵守すること。なお、電

力会社との電気事故防止打ち合わせは無料であるので、架空電線に対する危険防止措置の義務にて事前に協議のこと。

種 別	送電電圧	がいし個数	安全距離
配電線	100～200 ボルト	送電線に比べ小さながいしが1個	2 m
	6 千 6 百ボルト		
送電線	2～3 万ボルト	3～4 個	3 m
	7 万 7 千ボルト	5～9 個	4 m
	15 万 4 千ボルト	7～21 個	5 m
	27 万 5 千ボルト	16～25 個	7 m
	50 万ボルト	20～41 個	11 m

(5) 熱中症

夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

10 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。

受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

(4) 指定仮設

指定仮設については、図面、数量総括表及び閲覧設計書に示したとおり。

(5) 附帯工

附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

11 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-1-24 第 3 項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第 12 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携参照）。

本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、処分費・運搬費を計上している。

建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。

建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。

工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。

(2) 建設発生土の搬出先等

搬出先の名称	処理方法	特記事項 (所在地等)
任意	指定	

※ 建設発生土が 500m³ 以上の処理となる場合は指定するが、500m³ 未満の処理となる場合は原則として請負業者による任意とするので留意のこと。

(3) 特定建設資材に関する事項 (建設リサイクル法)

受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。

受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。

再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物 (建設廃棄物処理指針 H22 環境省)

産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず(抜根・伐採材)		
汚 泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

※伐採材については、有価売却を検討すること。

種 別	処分条件	備考
その他 (金属くず他)		

(5) 建設副産物の処理

建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。

廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。

下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。

「マニフェスト (産業廃棄物管理票)」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、マニフェスト (A、B2、D、E 表) は受注者にて保管に留め、しゅん工書類への添付は要さない。しゅん工書類には、廃棄物ごとに数量集計表のみ添付すること。ただし、しゅん工検査時には全表の原本を持参のうえ検査員等の確認を得ること。(その他段階検査他にて監督員等が原本の確認を行う場合があるので留意されたい)

受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先	業者名				

(処理業者)	住所	
運搬委託先 (委託の場合)	業者名	
	住所	
その他	資源化の 方法など	

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・ 処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・ 受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）
- ・ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- ・ 下請けがある場合は、告知書の写し

(6) 再生資源の利用促進

工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

信州リサイクル製品の率先利用に努めること。

(7) 再生資源利用等実施書の提出

受注者は、施工計画書提出時に、①「再生資源利用計画書」・②「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。

再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。

提出様式は、原則としてCOBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用し作成すること。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）」によることも可能とする。

対象は「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。

(参考) 施工計画書にあわせて①「再生資源利用計画書」及び②「再生資源利用促進計画書」を提出する。

① 対象 … 土砂 1000m³ 以上、砕石 500 t 以上、A s 合材 200 t 以上の搬入

② 対象 … 土砂 1000m³ 以上、C o 殻・A s 殻・木くずの合計 200 t 以上の搬出

「再生資源利用計画書等の提出について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/saiseishoigen.html>

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

12 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリズへの登録

請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」を監督員に提示すること。

受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。

完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。

登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。

訂正時は適宜登録をする。

上記以外は共通仕様書 1-1-1-7 を参照。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。

同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の実数は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④レディーミクストコンクリート納入書

レディーミクストコンクリート納入書は、監督員等の求めに応じて提示すること。レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切に行うこと。

⑥コンクリート構造物のクラックの処置

コンクリート構造物のクラックの処置については次のとおりとする。

- 1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査すること。
- 2) 進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者（有資格者）の意見に基づく処置をすること。

(5) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

【参照(国土交通省ホームページ)：<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>】

本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験		
タンクリーチング試験		

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

13 その他

(1) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(2) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

①暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

②暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(3) 遵守事項

「指導事項」（別紙－3）を遵守すること。

(4) しゅん工検査における複数検査員及び複数日検査への協力

しゅん工検査において、検査補助員を配する検査あるいは複数日の検査となる場合は、検査に協力すること。

(5) 抜き打ち検査

建設工事抜き打ち検査要領（平成15年4月1日制定）に基づき、建設工事の抜き打ち検査が会計局で実施された場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(6) 指導監査等

町で施工途中において指導監査等を実施する場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(7) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各県税事務所がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

(8) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

14 注意事項

(1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

$$(\text{変更請負額}) = (\text{変更設計額}) \times (\text{請負額}) / (\text{設計額}) \quad (\text{千円以下切り捨て})$$

(2) 工事関係書類一覧表（案）

共通仕様書 1-1-1-27 に定める工事しゅん工書類に関する簡素化出来るものについては、「工事関係書類一覧表（令和3年4月1日改正版 長野県建設部）」を準拠する。

15 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力（ICT等の新技術・新工法含む）に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、別紙－1「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

16 工事現場の環境改善

(1) 目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

(2) 現場環境改善の実施内容について

①現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙6「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。

決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することとする。

②現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。

(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

17 提出書類・提示書類

工事関係提出書類は長野県公共建築工事の手引き（長野県建設部）最新版により作成のこと。

下記については、施工内容によって不要となるものもあるので、監督員（担当者）と事前協議にて確認のこと。

(1) 契約時の提出書類

工事請負契約書、着手届、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者等の通知、資格証明書写し（写真付）及び健康保険被保険者証の写し、経歴書、工程表

(2) 竣工時の提出書類

竣工届、社内検査報告書、その他必要な書類

(3) 工事中及び竣工時提出物一覧

（提出書類の内容、作成方法、提出部数、提出時期は監督員の指示によること）

- ・設計図面等
- ・総合施工計画書（設計図書の照査含む）
- ・総合工程表
- ・総合仮設計画書（作業主任者他、作業に必要な資格の資格証の写し）
- ・工種別施工計画書
- ・施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・建設業者退職金共済証紙 受払簿
- ・建設副産物適正処理推進要綱による分別解体計画
- ・建設リサイクル法の手続き、特定資材の有無、契約書費用の記載説明書、通知書、告知書（下請けの場合）・報告書
- ・廃棄物の種類別、処理量報告
- ・廃棄物処理契約書、処理業者の許可書類
- ・マニフェスト総括表
 - 産業廃棄物ごとの集計表（マニフェスト伝票は、竣工検査時に提示）
- ・工事使用材料一覧表
- ・施工図（加工図） 見本
- ・資材受け払い簿 工事使用材料出荷証明書
- ・工事使用材料検査記録
- ・工事記録簿
- ・工事打ち合わせ簿（工程会議含む）
- ・工事実施状況報告書
- ・一部施工報告書

- ・一部施工検査記録（立会記録）
- ・設備試験運転状況報告書
- ・試験・検査成績表及び証明書
- ・保証書
- ・仮設備（仮囲い、足場）等点検チェックリスト
- ・過積載点検表、写真
- ・交通管理対策、夜間の状況（写真）
- ・交通整理員集計表
- ・パトロール報告（写真）
- ・建退共加入者証・労災保険関係成立票）
- ・社会貢献、創意工夫報告書
- ・工事实績情報（工事カルテ、着手時・変更・完成時）
- ・工事写真（デジカメ・カラーサービスサイズ） 1部
- ・工事写真データCD-R 1部
- ・図面CADデータ JWW CD-R 1部
- ・取扱説明書（建築保全の手引き共） 1部 他工事と同冊とする
- ・完成図面製本 A1二つ折り2部又はA3二つ折り2部（縮小版）
- ・施工図製本 2部

（4）竣工時に提示する書類（提出は要しないが、竣工検査時に確認するため持参のこと）

- ・工事使用材料納品書
- ・マニフェスト
産業廃棄物ごとのマニフェスト伝票 A. B2. D. E. B1（B1は必要に応じて）
- ・交通整理員伝票
- ・安全教育、安全活動実施記録、安全巡視記録、その他安全関係書類（新規入場・KY等） 実施内容及び参加者等の分かるもの
- ・掲示状況写真（施工体系図・建設業許可証等）
- ・その他工事成績評定に必要なもの

18 しゅん工検査（引き取り検査）

（1）現地検査

伊那建設事務所による建築工事検査、箕輪消防署による消防法検査、町水道課による上下水道検査の完了後に現地検査を実施する。各機関等の指摘事項等については、本検査時に報告のこと。

屋根部分、埋設部分等の不可視部分の出来形については、写真等による書類検査に代えて実施するものでも可能とする。

（2）書類検査

現地検査と同日にできない場合は、別日に実施とする。

しゅん工書類の細部に関わる説明や上記「17 提出書類・提示書類(4)竣工時に提示する書類」等については、パソコン等による電子確認とすることができる。（パソコン及び記憶媒体は受注者が持参とし、大型モニター及び接続ケーブルは文化スポーツ課にて用意する。）

19 工事成績評定

本工事の最終請負金額（税込）が1000万円以上の場合については、箕輪町建設工事等成績評定試行要領に基づき評価の対象工事とするので留意のこと。

(別紙-1)

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和〇〇年度 〇〇	工事	請負者名	〇〇建設
項目	評価内容	番号	実施内容 (説明資料の実施内容を複写)	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 項目数 _____ 項目	<input type="checkbox"/> 施工		(例) ・災害等での臨機の処置 ・施工状況(条件)の変化に対応した自発的提案 ・ICT活用工事の取組み ・測量・位置出し ・施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ・二次製品、代替製品の利用の工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・写真管理の工夫 ・その他	
	<input type="checkbox"/> 品質		(例) ・使用材料、施工方法、品質確保の工夫 ・集計ソフトの活用 ・その他	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生 (※)		(例) ・安全施設・仮設備の配慮・工夫 ・安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ・その他	
	<input type="checkbox"/> その他		(例) ・リサイクル推進 ・生産性向上の取組み ・その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 (地域社会や住民 に対する貢献) 項目数 _____ 項目	<input type="checkbox"/> 地域への貢献 (週休2日に対する取 組みを含む) (※)		(例) ・週休2日実現の取組みの工夫 ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ボランティア活動への積極的な参加 ・その他	

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

※ 現場環境改善費で実施した5項目については評価しない。

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名		番号	
項目		評価内容	
実施内容			
(説明)			
(添付図)			

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。

「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙－２)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表－１)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(表－１) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
<p>一般工事中建設機械</p> <ul style="list-style-type: none">・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)・ブルドーザ・発電発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット <p>(以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；</p> <p>油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</p> <ul style="list-style-type: none">・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p> <p>(<u>閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。</u>)</p>

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

【現場施工に着手する日が確定している場合】

・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に事務所に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用

しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(6) 不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

(別紙－５)

下請契約における町内企業の優先採用に関する特記仕様書

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として町内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、町内企業とは町内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。
- 2 受注者は、下請企業に対し、本工事は「下請契約における町内企業の優先採用に関する特記仕様書」があることを周知する。なお、町外企業とは町内企業以外をいう。
- 3 工事内容その他において専門性・特殊性をもって資格その他を有する町内企業を優先的に採用できない場合はこの限りではないが、その場合においても上伊那地区・県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。

現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック欄	実施する内容	現場で実施する内容
現場環境改善 (仮設備関係)	1	用水・電力等の供給設備	
	2	緑化・花壇	
	3	ライトアップ施設	
	4	見学路及び椅子の設置	
	5	昇降設備の充実	
	6	環境負荷の低減	
		その他	
現場環境改善 (営繕関係)	1	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
	2	労働宿舍の快適化	
	3	デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
	4	現場休憩所の快適化	
	5	健康関連設備及び厚生施設の充実等	
		その他	
現場環境改善 (安全関係)	1	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)	
	2	盗難防止対策(警報器等)	
	3	避暑(熱中症予防)・防寒対策	
		その他	
地域連携	1	完成予想図	
	2	工法説明図	
	3	工事工程表	
	4	デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)	
	5	見学会等の開催 (イベント等の実施含む)	
	6	見学所(インフォメーションセンター)の 設置及び管理運営	
	7	パンフレット・工法説明ビデオ	
	8	地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
	9	社会貢献	
		その他	